

令和7年度 婚活支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 塩竈市婚活支援事業

2 委託期間

契約日から令和8年3月6日まで

3 業務の目的

結婚に対する機運の醸成を図るとともに、結婚を希望しながらも出会いの機会に恵まれない未婚者に、出会いの場やきっかけづくりの機会を創出し、ひいては塩竈市（以下「本市」）で新たな生活を始める新婚夫婦を迎えるため、地域資源を活用した婚活イベント事業を実施する。

4 業務内容

本業務の主な内容は、以下のとおりとする。

- (1) 婚活イベントの企画立案及び運営
- (2) 婚活セミナーの企画立案及び運営
- (3) 広報宣伝及び募集の実施
- (4) アンケートの実施

5 委託業務の内容

- (1) 婚活イベントの企画立案及び運営

イ イベント開催回数

1回

ロ 開催場所

塩竈市内

ハ 開催時期

・契約締結から令和8年3月までの間とし、冬頃（12～2月）に1回開催すること。

ニ 開催形態

・対面で行う出会いイベントとし、会場は市内の施設等を活用すること。
・志波彦神社・鹽竈神社、マリンゲート塩釜、塩竈市魚市場、塩釜水産物仲卸市場、浦戸諸島、フォレストアドベンチャー等本市の観光資源や文化・産業、魅力を体験・発見しながら、参加者が交流できる内容とする。

ホ 参加対象

男性：20代から40代までの独身で、市内居住又は在勤の方

女性：20代から40代までの独身の方（市内外問わず）

ヘ 参加人数

30名（男女各15名）

ト 内容

・参加対象者が気軽に参加でき、参加意欲を促す婚活イベントを開催すること。なお、体験型イベントやパーティー型イベントなど、イベントの形式は問わない。

・イベントは参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるよう、内容を工夫したイベントとすること。

・参加者同士の年齢差によるミスマッチを解消するため等の理由により、年齢制限を設けることを可能とする。

（２） 婚活セミナーの企画立案及び実施運営

イ セミナー開催回数

・男女別に各1回（計2回）

ロ 開催時期

・イベントの開催前

ハ 開催形態

・対面形式や動画視聴など効果的な方法を検討し、本市と協議の上決定すること。

ニ 参加対象

・婚活イベント参加予定者全員

ホ 内容

・婚活支援セミナーは、参加者の年齢層を考慮し、婚活に対する意識や異性間コミュニケーションの改善に繋げ、婚活イベント当日の結果に結び付くことを目標としたものとする。

（３） 広報宣伝及び募集の実施

イ より多くの方に本イベントに参加してもらえよう、効果的な広報（チラシ・ポスターの作成、ウェブサイトでの告知、市HPやSNSの活用・連携等）を実施し、参加定員の集客に必要な広報を行うこと。

ロ 広報の際には本市主催のイベントであることが明確にわかるように明記し、広報案は事前に本市と協議すること。

ハ イベントの申し込み受付は受託者が行い、参加者情報を管理すること。

参加者からの問い合わせがあった場合は、速やかに回答できるよう相談体制を整備すること。

(4) アンケートの実施

参加者に対し、満足度や要望等、今後のイベント実施の検討材料となるアンケート調査を実施すること。アンケート調査内容は受託者が作成し、本市と協議の上決定すること。

6 対象経費、参加費

- (1) 委託料の対象経費は委託事業に係る一切の費用（イベント企画、運営費、謝礼、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場使用料、人件費、借上料等）とし、備品購入費は対象としない。
- (2) 参加費は受託者が徴収する。
- (3) 参加費は、飲食費や食材費、体験料など、参加者が個人的に消費し、参加者が負担することが適当な費用に充てるものとし、婚活イベントの内容を踏まえつつ、参加しやすい料金設定となるよう配慮し、実際の金額設定については、開催告知前に本市と協議を行い決定すること。
- (4) 参加者の通信費、イベント会場までの交通費、飲食代等は本人負担とする。

7 業務完了届の提出

業務完了届に 以下の成果物を添付し提出すること。

- ・事業実績報告書
- ・アンケート集計報告書
- ・参加者名簿

8 個人情報の取り扱いについて

- (1) 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律」及び「塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例」等の関係法令及び条例を踏まえこれを遵守すること。
- (2) 個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、本市が必要と認める範囲内で収集すること。
- (3) 個人情報の取扱者を限定するとともに、収集した個人情報を本事業の目的以外の目的で利用したり、他の者に提供したりしないこと。
- (4) 収集した個人情報は、漏えい、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

- (5) 収集した個人情報、契約終了後、速やかかつ確実に廃棄又は消去すること。

9 留意事項

- (1) イベント等を安全に実施するため、施設、設備等の確保や必要なスタッフの配置等不測の事態に対応できる体制をとり、事故防止に万全を期すること。
- (2) 婚活全般に関して専門的な知識を有する人材など、イベント及びセミナーを適切に実施できる者を選定すること。
- (3) 業務実施にあたり、必要となる各種資料、スタッフの派遣、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) イベント当日における進行及び会場レイアウト等については、本市と協議の上、決定すること。
- (5) 参加者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。なお、トラブルについては直ちに本市へ報告すること。
- (6) 当日、参加にふさわしくない状態である者（著しく不快、虚偽の言動、ナンパ目的の不誠実な者、酒に酔っている者、虚偽の申込みの者等）や、健全な運営を損なう行為（犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、他者の名誉又は信用を毀損したり、誹謗中傷したりする行為、物品販売や商取引、政治活動、宗教活動などの行為、イベント等の運営を阻害する行為等）を行う者については、参加の拒絶や退場を求めるなど健全性を維持し、他の参加者を保護する取り組みを行うこと。
- (7) 参加者間の個人情報の交換については、参加者の自己責任において行うよう、事前に参加者に伝えること。
- (8) イベント等の開催後に本イベントに起因するストーカー被害等の相談があった場合は、本市及び関係機関と協力し、適切に対応すること。